

2017年（平成29年）1月27日

## 事業者の廃業・清算を支援する手法としての特定調停スキーム利用の手引き

日本弁護士連合会

本手引きは、既に当連合会が2013年（平成25年）12月に策定・公表した「金融円滑化法終了への対応策としての特定調停スキーム利用の手引き（2014年（平成26年）6月及び同年12月改訂）」及び2014年（平成26年）12月に策定・公表した「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の手法としての特定調停スキーム利用の手引き」に基づく、新たな運用が開始された簡易裁判所の特定調停手続を利用した事業者（法人又は個人事業者）及び保証人の債務処理の手法（以下総称して「本特定調停スキーム」といいます。）について、特に事業者を廃業・清算するために同スキームを活用するに当たって、手続の進め方等を明らかにしたものです。

本手引きは、特定調停手続を利用して、廃業・清算をする事業者及びその保証人の債務の整理をスムーズに進められるように、事業者及び保証人の代理人弁護士が参考とする指針として作成されたものですので、この点を御留意ください。

### 第1 特定調停スキーム（廃業支援型）の概要・要件

#### 1 特定調停スキーム（廃業支援型）の概要

本手引きにおける特定調停スキーム（廃業支援型）とは、金融機関に過大な債務を負っている事業者の主たる債務及び保証人の保証債務を一体として、準則型私的整理手続の一つである特定調停手続及び保証債務につき、経営者保証に関するガイドライン（以下「経営者保証GL」といいます。）を利用して、債務免除を含めた債務の抜本的な整理を図るものであり、事業の継続が困難な事業者を円滑に廃業・清算させて、経営者又は保証人の新たな事業活動の実施等を図る制度です。本手引きにおいては、保証債務の整理を図る一体型を原則としていますが、事業者のみを単独で廃業・清算させることも可能です。

#### 2 特定調停スキーム（廃業支援型）のメリット

（詳細は別紙1「廃業支援型手続として特定調停を活用するメリット」参照）

##### (1) 事業者（主たる債務者）及び保証人のメリット

- ① 取引先を巻き込まないことが可能であること。
- ② 実質的債権者平等の計画など柔軟な計画策定が可能であること。

- ③ 手続コストが低廉であること。
  - ④ 一体的に保証債務の整理を行えること。
  - ⑤ 残存資産や信用情報機関に登録されない点で保証人の経済的更生を図りやすいこと。
  - ⑥ 特別清算と異なり、事業者は株式会社以外の法人も対象とするなど対象範囲が広いこと。
- (2) 金融機関（債権者）のメリット
- ① 経済的合理性が確保されていること。
  - ② 裁判所が関与すること。
  - ③ 資産調査や事前協議が実施されること。
  - ④ 債権放棄額を貸倒損失として損金算入が可能であること。

### 3 特定調停スキーム（廃業支援型）の活用事例

(1) 事業者（主たる債務者）について

ア 特定調停の中で弁済計画に基づき事業者の主たる債務及び保証人の保証債務について整理を行い、事業者については通常清算により整理する事例

イ 特定調停の中で弁済計画の同意と保証債務の整理を行い、事業者の主たる債務については特別清算により整理する事例

※ いずれのケースにおいても、保証人の保証債務の整理を図る一体型を原則としておりますが、事業者（主たる債務者）のみを単独で廃業・清算させることも可能です。

※ 親族や第三者が別会社を設立し、事業を承継させて事業を継続する場合は、いわゆる第二会社方式の再生型手続として位置付け（「金融円滑化法終了への対応策としての特定調停スキーム利用の手引き」の適用場面）、本手引きの対象とはしません。

なお、「金融円滑化法終了への対応策としての特定調停スキーム利用の手引き」、「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の手法としての特定調停スキーム利用の手引き」及び本手引きの適用場面については、別紙2「各手引きの適用場面」を参照ください。

(2) 保証人について

ア 自宅について

- ① オーバーローン（被担保債権が担保価値を上回る）を前提として、自宅を担保権者と協議して保証人の資産として残し、住宅ローンの返済を継続しつつ自宅に居住し続ける事例
- ② 金融機関に経済的合理性が認められることを前提として、自宅を保証人の

- 資産（いわゆるインセンティブ資産）として残し、自宅に居住し続ける事例
- ③ 事業者（主たる債務者）の金融機関に対する担保権設定済の自宅について、近親者等の第三者が適正価格にて購入し、当該第三者の理解を得て自宅に居住し続ける事例

イ その他資産について

- ① 金融機関の経済的合理性を踏まえて、当該経済的合理性の範囲内で一定の資産を残す事例
- ② 保証人の状況（介護費用、医療費等）を踏まえて、一定の生計費を残す事例

※ 保証人の保有する資産に応じて様々なケースがあります。

#### 4 特定調停スキーム（廃業支援型）の費用

- (1) 裁判所手数料（調停申立てに当たっての印紙代）
- (2) 弁護士（支援専門家）に要する費用

支援専門家及び代理人となる弁護士の費用がかかります（また、必要に応じて公認会計士、税理士等の費用もかかります。）。

#### 5 特定調停スキーム（廃業支援型）の要件

特定調停スキーム（廃業支援型）を利用するに当たっては、次の事項を全て満たす必要があります。

(1) 対象事業者及び保証人について

ア 主たる債務者である事業者（法人、個人を問いません。）が、過大な債務を負い、既に発生している債務（既存債務）を弁済することができないこと又は近い将来において既存債務を弁済することができないことが確実と見込まれること（事業者（主たる債務者）が法人の場合は債務超過である場合又は近い将来において債務超過となることが確実と見込まれる場合を含みます。）。

イ 保証人の保証債務の整理も同時に進める一体型の場合には、保証人について、経営者保証GLの要件を充足すること（例えば、弁済について誠実であるとか、財産状況等を適時適切に開示しているとか（経営者保証GL 3項(3)）、免責不許可事由のおそれがない（経営者保証GL 7項(1)ニ）などの要件を満たすことが必要です。）。

(2) 対象債権者について

事業者（主たる債務者）に対して金融債権を有する金融機関（信用保証協会を含みます。以下同じ。）及び保証人に対して保証債権を有する金融機関を対象債権者とすること。ただし、事業者（主たる債務者）又は保証人の弁済計画の履行

に重大な影響を及ぼす恐れのある債権者については、金融債権を有する債権者以外でも対象債権者に含めることができます。

(3) 債務整理の目的

事業者（主たる債務者）の早期清算により経済的合理性を図り、もって社会経済の新陳代謝を促進させるとともに、経営者又は当該事業者の保証人による新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の実施等に寄与するために、当該事業者及びその保証人の債務（保証人の債務にあつては、当該事業者の債務の保証に係るものに限る。）の整理を行う場合であること。

(4) 法的倒産手続（破産など）が相応しい場合でないこと

すなわち、次のいずれにも該当しない場合であること。

- ① 対象債権者間の意見・利害の調整が不可能又は著しく困難な場合であること。
- ② 否認権行使や役員の実任追及などの問題があること。
- ③ 個別の権利行使の着手が開始されていること。

(5) 経済的合理性

事業者の主たる債務及び保証人の保証債務について、破産手続による配当よりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できること。

なお、経営者保証GLが適用される場合では、以下の①の額が②の額を上回る場合には、破産手続による配当よりも多くの回収を得られる見込みがあると考えられます。

- ① 現時点において清算した場合における事業者の主たる債務の弁済計画案に基づく回収見込額及び保証債務の弁済計画案に基づく回収見込額の合計金額
- ② 過去の営業成績等を参考としつつ、清算手続が遅延した場合の将来時点（将来見通しが合理的に推計できる期間として最大3年程度を想定）における事業者の主たる債務及び保証人の保証債務の回収見込額の合計金額

(6) 優先債権等の弁済

事業者（主たる債務者）及び保証人に対する優先債権（公租公課、労働債権）が全額支払い可能であり、特定調停の対象としない一般商取引債権が金融機関の理解を得て全額支払可能であること。

(7) 事業者（主たる債務者）の弁済計画案

事業者（主たる債務者）の弁済計画案が次の①から④までの全ての事項が記載された内容であること。

- ① 財産の状況
- ② 主たる債務の弁済計画
- ③ 資産の換価及び処分の方針

- ④ 対象債権者に対して要請する主たる債務の減免，期限の猶予その他の権利変更の内容
- (8) 保証人の弁済計画案  
保証人の弁済計画が次の①から④までの全ての事項が記載された内容であること。
  - ① 財産の状況
  - ② 保証債務の弁済計画（原則として，調停成立時から5年以内に保証債務の弁済を終えるものに限る。）
  - ③ 資産の換価及び処分の方針
  - ④ 対象債権者に対して要請する保証債務の減免，期限の猶予その他の権利変更の内容
- (9) 事前協議及び同意の見込み  
対象債権者との間で清算型弁済計画案の提示，説明，意見交換等の事前協議を行い，各対象債権者から調停条項案に対する同意を得られる見込みがあること。
- (10) 労働組合等との協議  
事業者（主たる債務者）が，労働組合等と清算型弁済計画案の内容等について話し合いを行った又は行う予定であること。

## 第2 廃業支援型特定調停手続の進め方

### 1 事前準備及び相談対応

事業者（主たる債務者）から事業の清算に関する相談を受けた弁護士は，概ね以下に掲げる事項を聴取・確認し，関係資料の提供を受けます。

- 事業者（主たる債務者）の概要  
資料：商業登記簿謄本，定款，株主名簿
- 当面の資金繰りの状況  
資料：資金繰り見込み表
- 公租公課の滞納状況等  
資料：公租公課債務一覧表
- 債務の状況  
取引金融機関，リース債務，一般取引先，労働債務等  
資料：関係権利者一覧表（金融債務），リース契約一覧表，一般取引先債務一覧表，労働債務一覧表，就業規則（退職金規定）等
- 直近3年間の財務状況  
資料：財務諸表，税務申告書等
- 事業形態，主要取引先等

- 企業の体制，人材等の経営資源
- 窮境に至った経緯，事業再生及び事業売却が困難な事情
- 取引先金融機関との関係
- 保証人の個人資産・負債（一体型の場合）

資料：保証人用資産目録兼予想配当額試算表，保証人用関係権利者一覧表等

## 2 弁護士に求められる役割

### (1) 事業廃止がやむを得ないことの確認

過大な債務を負っているとしても，経営改善や事業売却が可能な段階（もしくは検討が未了な段階）で，弁護士が金融機関に対し，当該事業者の事業廃止の相談に行っても，それが受け入れられる可能性は乏しいです。

そこで，弁護士は，過大債務を負っていることの確認のほか，当該事業者の経営改善が困難であること，第三者への事業売却の可能性がいずれも低いことを確認し，早期の事業廃止以外に方法がないこと（さらには経済的合理性があること）を十分に確認すべきです。

### (2) 金融機関の金融債務以外の債務を支払えるめどが立っていることの確認

廃業支援型の特定調停では，事業者（主たる債務者）及び保証人に対する優先債権（公租公課，労働債権）は完済しているか完済できる見込みであることが必要です。

特定調停の対象としない金融債務以外の一般商取引債務を完済（債務の一部免除を受けて完済する場合も含まれます。）するためには，対象債権者である金融機関の理解を得る必要があります。すなわち，対象債権者である金融機関の理解を得ることなく特定調停前に一般商取引債務の支払を行う場合には，詐害行為として取消の対象となり，又は法的倒産手続に移行した後においては否認権行使の対象となるリスクがある一方で，特定調停申立て後に一般商取引債務の支払を行う場合は債権者平等の問題や清算価値算定における取扱いの問題が生ずることになりますので，対象債権者である金融機関の理解を得ることが重要となります。ただし，これらの債務について，金額が大きくて完済が困難である等の事情により，当該事業者又は保証人の弁済計画の履行に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断される場合には，対象債権者に加えることも検討することになります。

### (3) 事前協議

弁護士が，調停申立て前に弁済計画案等を作成し，対象債権者と事前協議して，同意の見込みを得る必要があります。

### (4) 法的倒産手続（破産など）が相応しい場合でないことの確認

すなわち，次のいずれにも該当しない場合であることの確認が必要です。

- ① 対象債権者間の意見・利害の調整が不可能又は著しく困難な場合であること。
  - ② 否認権行使や役員の実任追及などの問題があること。
  - ③ 個別の権利行使の着手が開始されていること。
- (5) 経済的合理性を充たすことの確認
- 対象債権者にとって、経済的合理性が期待できることを確認することが必要です。
- (6) 保証人の保証債務の整理も同時に進める一体型の場合には、保証人について保証GLの要件を充足することを確認しておく必要があります。
- (7) 法人事業者については、原則として、最終的に法的な清算手続まで行う必要があります。

### 3 事前準備及び金融機関との協議の開始

弁護士は、調停申立て前に、当該事業者と保証人の将来の清算時の回収見込額を算定し、現時点において清算した場合の事業者の主たる債務の弁済計画案及び保証債務の弁済計画案（清算型弁済計画案や調停条項案）を策定し、対象債権者にこれらを開示して協議を重ね、同意の見込みを得る必要があります。同意を得る見込みのない事案については、本特定調停スキームにはなじまないことから、法的整理手続を検討することが必要です。

各対象債権者からの同意の見込みを得る手順は事案により異なると思われませんが、一般的には、次のような手順で進められるものと考えられます。同時申立てを予定している場合には、保証人についても次の手順を同時に進めることが必要になります。

- (1) 事業者（主たる債務者）及び保証人から受任の後、将来の清算時の事業者の主たる債務及び保証人の保証債務の回収見込額（シミュレーション）と現時点において清算した場合の事業者の主たる債務の弁済計画案及び保証債務の弁済計画案（清算型弁済計画案や調停条項案）をそれぞれ作成
- ※ 現時点において清算した場合の弁済計画案や将来の清算時の回収見込額については、適宜、税理士・公認会計士等と協力し作成することを考える必要があります。
  - ※ 将来のみならず、現時点の清算貸借対照表の作成が求められることも考えられます。
  - ※ 現時点において清算した場合における事業者の主たる債務の弁済計画案に基づく回収見込額及び保証債務の弁済計画案に基づく回収見込額の合計金額を説明するため、清算型弁済計画案や調停条項案を作成することが必要になります。

- ※ 主たる債務者である事業者と保証人双方の代理人となる場合には、両者間の利益相反の顕在化等に留意する必要があります。
- (2) メインバンクへの現状と方針説明、事業廃止への協力・返済猶予の申入れ
- ※ 方針説明や返済猶予の申入れは、事業継続中に行うことが望ましいと考えられます。
  - ※ 廃業支援型の特定調停申立ての場合には、金利の支払の適否について、慎重な検討が必要です。すなわち、金利の支払を行うことにより、事後的に偏頗行為として否認権行使の対象となったり、財産散逸防止義務違反等のリスクがある一方、金利を支払わない場合には、預金拘束のリスクも考えられますので、十分な検討が必要です。
- (3) メインバンク以外の金融機関、信用保証協会等への現状と方針説明、事業廃止への協力・返済猶予の申入れ（別添書式12参照）
- ※ 必要に応じて全対象債権者を集めたバンクミーティングを開催します。
  - ※ 経営者保証GL7項(3)①ロでは、返済猶予の申入れが全ての対象債権者に対して同時に行われていることが必要とされていることに留意が必要です。
  - ※ 返済猶予の効力が発生した時点は、経営者保証GLにおける経済的合理性を判断する「基準日」の意味を持ちますので、打合せメモ、バンクミーティング議事録、その他資料により、当該日時を明確に記録化しておくことが求められます。
  - ※ 赤字事業の場合、返済猶予の効力が発生した日以降、債務者の財務内容が悪化することが見込まれますので、注意が必要です。
- (4) 弁護士、税理士、公認会計士等による申立て時点の（想定）財産目録、（換価した財産がある場合には）収支計算書、清算貸借対照表、清算型弁済計画案、調停条項案の作成。主たる債務者である事業者及び保証人の同時申立てを予定している場合には、保証人の資産目録、調停条項（弁済計画）案、表明保証書・確認報告書等の作成
- ※ 申立て時点の財産目録（想定）、収支計算書（財産換価が完了している場合）、申立て時点の（想定）清算貸借対照表、清算型弁済計画案（一体型の場合には、将来の見込み清算貸借対照表を添付）を作成します。
  - ※ 清算型弁済計画案が対象債権者による債務免除を内容とする場合には、債務者に対する債務免除益課税、債権者に対する貸倒損失の計上の点について留意する必要があります。
  - ※ 清算貸借対照表及び将来の見込み清算貸借対照表の数値は処分価値（早期売却価格）で評価します。
  - ※ 信用保証協会付融資に関しては、信用保証協会とは、代位弁済前であっても、



他の金融機関と同じタイミングで協議を開始することが必要です。

※ 清算型弁済計画案が信用保証協会による求償権放棄を内容とする場合には、信用保証協会による求償権放棄の取扱いに適合する必要があります。例えば、資産の任意処分が先行し、現預金等しか資産がない場合は別として、原則として、財産目録や弁済計画の作成に外部専門家の税理士や公認会計士の関与が求められていることに留意する必要があります。また、保証人がいる事業者で、事業者のみを単独で廃業・清算させる場合、信用保証協会は原則として求償権放棄に対応できないため、特別清算手続等の法的整理手続による対応等留意が必要となります。

(5) メインバンクに対する清算型弁済計画案の提示、説明、意見交換、修正と同意の見込みの取得

※ 「同意の見込み」とは、おおむね、金融機関の支店の取引担当者レベルの同意が得られており、最終決裁権限者（本店債権管理部など）の同意が得られる見込みがあることなどの状況をいいます。また、清算型弁済計画案に積極的に同意をするわけではないが、あえて反対もしない（従って、後述の民事調停法17条の決定がなされた場合には異議の申立てをしないと見込まれる。）場合も含まれます。

(6) 各対象債権者に対する清算型弁済計画案の提示、説明、意見交換等と同意の見込みの取得

※ 必要に応じてバンクミーティングの開催

(7) 調停条項案の作成、各対象債権者に対する特定調停についての説明と調停条項案に対する同意の見込みの取得

(8) 労働組合等との協議

#### ポイント：対象債権者との十分な事前調整の重要性

特定調停手続を円滑に実施するためには、事前調整なく、いきなり調停を申し立てるのではなく、事前に十分に対象債権者と協議を行うことが肝要です。本手引きにおいては、保証債務の整理を図る一体型を原則としておりますが、経営者保証GLにおいても、主たる債務者及び保証人の双方が弁済について誠実であり、対象債権者の請求に応じ、それぞれの財産状況等（負債の状況を含みます。）について適時適切に開示していることが求められており、十分な事前調整及び信頼関係の構築が大事とされています。

## 4 特定調停の申立て

(1) 当事者

申立人：事業者（主たる債務者）及び保証人

相手方：金融機関（債権者）。複数でも、1件として申立てが可能。

- ※ 本特定調停スキームでは、前記のとおり、調停申立て前に弁済計画案について金融機関と調整し、同意の見込みを得ることになっていますので、債権者ごとに進行が区々になる可能性が極めて低いと思われます。したがって、相手方の数にかかわらず、原則として1件の申立て（したがって、申立書も1通）で足りると考えられます。なお、例外的に対象債権者ごとに進行が区々となる可能性がある場合には、申立てを対象債権者ごとに分ける（申立書を複数とする）必要があります。
- ※ 信用保証協会の保証付債権がある場合は、代位弁済前であっても、信用保証協会を利害関係人として参加させることも可能です。
- ※ 同時申立てをする場合、保証人の債権者と主たる債務者である事業者の債権者が全て同一であるときは、1通の申立書での申立てが可能です。保証人と主たる債務者である事業者の債権者が一部でも異なるときは、同時申立てであったとしても、別々の申立書により申立てをすることになります。なお、別々の申立ての場合にも、並行して審理することが望ましいことから、関連事件があることを申立書において明記する必要があります。

## (2) 管轄裁判所

相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定める簡易裁判所であり、かつ、地方裁判所本庁に併置されるもの。

- ※ 本来の特定調停の場合、相手方の住所等を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意により定める地方裁判所若しくは簡易裁判所が管轄裁判所となります（民事調停法3条参照）。しかしながら、中規模以下程度の事業者が対象となり、債権者との間の事前調整を前提とする本特定調停スキームでは地方裁判所への申立ては想定していません。また、専門性のある調停委員を速やかに選任してもらう必要があることから、本特定調停スキームを扱う裁判所としては、専門性のある調停委員を速やかに選任しやすい地方裁判所本庁に併置された簡易裁判所に申立てをすることをお勧めします。

なお、法定の土地管轄が地方裁判所本庁併置の簡易裁判所にはなく、事前合意がないときであっても、特定調停については広く自庁処理が認められていますので、それを前提として地方裁判所本庁併置の簡易裁判所に申し立てることは可能です（自庁処理するかどうかは、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律4条に基づき、各裁判所が判断することになります。）。

- (3) 提出すべき書類（書式，記載例は，別添のとおり）。
- 添付資料等については，債権者に共通のものは，1部で問題ないと考えます。
- 調停申立書（別添書式1）  
    正本は1通，副本は相手方の数。
  - 訴訟委任状
  - 資格証明書（申立人，相手方）
  - 関係権利者一覧表（別添書式2）
  - ※ 申立て時点において，対象債権としない債権者がいる場合には，当該債権者についても，関係権利者一覧表の記載が必要です。
  - 対象債権者の担当等一覧表（担当部署，担当者，連絡先（電話番号，FAX番号）の一覧表）
  - 申立て時点の財産目録・清算貸借対照表・（換価した財産がある場合）収支計算書（別添書式3）
  - 将来の見込み清算貸借対照表兼清算型弁済計画案（別添書式4-1）
  - 清算型弁済計画案の説明文書（別添書式4-2）  
    ※ 将来の清算見込み貸借対照表及び清算手続が遅延した場合の比較資料を付けるなどして，清算型弁済計画案の方が破産した場合よりも回収見込額が多く，経済的合理性が優れていることや弁済計画案の内容を説明します。
  - 特定債務者の資料等（別添書式5）
  - 調停条項案（別添書式6-1～6-3）  
    書式は一体型を前提としています。
  - 経過報告書（別添書式7）  
    ※ 事前の対象債権者や労働組合等との交渉状況の程度によって，調停期日の進行の見込みが異なることから，調停条項案に対する各対象債権者の同意の見込みがあることや協議に係る状況等を明らかにする具体的な交渉経過を記載してください。
  - 保証人用資産目録兼予想配当総額試算表（別添書式8）（同時申立ての場合。以下同じ。）
  - 保証人用関係権利者一覧表（別添書式9）
  - 保証人用月次収支表（別添書式10）  
    ※ 調停条項案において対象資産を処分・換価して一括返済する内容であれば不要ですが，対象資産を処分・換価する代わりに対象資産の「公正な価額」に相当する額を分割返済する内容であれば添付しておくことが望ましいです。
  - 表明保証書・確認報告書（別添書式11）

※ 対象債権者に資産内容を開示後に新たな財産が見つかる可能性を踏まえ、対象債権者と協議の上、申立て時に表明保証書・確認報告書を提出せず、調停成立時まで追完することも考えられます。

## 5 調停手続の進行

本特定調停スキームは、弁済計画案に対する各対象債権者の同意が事前に見込まれていることが前提となっていますので、事前に全対象債権者との事前調整や協議を得た上、調停申立て後の準備期日において、申立代理人から調停委員会に対して、申立て前の経過、調停手続の進行見込み等に関する説明をし、質疑の機会を設けるなどして、1～2回の調停期日で終結することを想定しています。なお、以下の記述は、あくまでも典型的な期日の進行方法を想定したものであり、個別具体的な事案に応じた調停委員会の進行に委ねることになります。

### (1) 第1回調停期日

- ① 調停委員会による申立人及び各対象債権者（金融機関）の意向確認
- ② （場合によっては）調停成立、民事調停法17条決定

※ 調停調書には「別紙弁済計画記載のとおり支払う」と定められ（書式6-1の3（1）ア）、弁済計画が添付されますので、調停調書と弁済計画の一体性が確保されることとなります。これにより、債務免除に関する税務上の処理、あるいは信用保証協会による求償権放棄の処理につき、合理性が担保されることとなります。また、民事調停法17条決定の主文においては、「別紙条項」とおりとし、弁済計画が引用され、弁済計画に合理性があることが示されることとなります。

### (2) 期日間

期日間に調整が必要な場合には、申立人代理人弁護士が各対象債権者（金融機関）との間で協議、調整

### (3) 第2回以降の調停期日

- ① 全ての対象債権者（金融機関）との間で調停条項につき合意に達すれば、調停成立
- ② 一部ないし全ての対象債権者が調停条項につき裁判所の決定があれば異議を述べないという段階まで達すれば、民事調停法17条決定

以上

## 廃業支援型手続として特定調停を活用するメリット

### 1 債務者及び保証人のメリット

債務超過の状態にて債務者を清算する方法としては、特定調停のほかに、破産や特別清算があります。本特定調停スキームを活用する場合、債務者及び保証人には以下のメリットがあります。

#### ① 取引先を巻き込まないことが可能

破産手続の場合には、全債権者を対象とせざるを得ません。これに対し、特定調停手続の場合には、債務者は、対象債権者である金融機関の理解を得た上で、金融機関に対する債務以外の債務（一般商取引債務等）を支払うこともでき、商取引先等の関係者に大きな影響を与えません。

#### ② 実質的に平等な計画も可能

破産手続の場合、形式的な債権者平等が貫徹されており、少額債権者を保護することは不可能です。これに対し、特定調停手続の場合には、経済的合理性の観点から全対象債権者の理解を得た上で、少額債権者は全額保護するなど、実質的債権者平等の計画を立案することも可能です。

#### ③ 手続コストが低廉

事業者（主たる債務者）の破産手続の場合、破産管財人が選任されることが原則ですので、申立人代理人弁護士費用のほかに、破産管財人報酬（予納金）などの手続コストを要することになります。これに対し、特定調停手続の場合には、通常清算手続又は特別清算手続のコストは要しますが、少なくとも破産管財人報酬（予納金）の支払は不要となりますので、手続コストが比較的低廉になることが多いと思われれます。

#### ④ 債務者と一体的に保証債務の整理を行えること

事業者（主たる債務者）が破産手続や特別清算を申し立てる場合、保証人も破産することが通例です。経営者保証に関するガイドライン（以下「経営者保証GL」といいます。）を活用し、保証債務の整理のみを特定調停手続等で解決することも可能ですが、債務者の手続とは別個の手続となり、手間がかかる等の難点があり得ます。これに対し、特定調停手続の場合には、債務者と保証人の債務整理を併合して一体的に進めることが出来ますので、債務整理が円滑に行えます。

#### ⑤ 保証人の経済的更生を図りやすいこと

保証人が破産手続を申し立てる場合、自由財産と自由財産拡張財産しか残すことはできません。また、信用情報機関に登録されますし、官報

に掲載されるという問題もあります。これに対し、保証債務の整理を特定調停手続で進める場合、保証人の債務整理については、経営者保証GLを活用することになりますので、自由財産と自由財産拡張財産以外にインセンティブ資産を残すことも可能です。信用情報機関に登録されませんし、官報等で個人情報公表されることもありません。そのため、破産手続の場合に比べ、保証人の経済的更生が図りやすいといえます。

⑥ 特別清算と異なり、使える間口が広いこと

特別清算は株式会社以外の法人は対象外とされ、さらに会社を解散させた上での手続であるため、事業が継続している場合には利用しにくい場合があります。解散後の2か月間の弁済禁止期間を経てからの手続とならざるを得ない点も利用しにくい理由となります。また、申立ての際に対象債権者の債権額の3分の2以上の同意書の提出を求められる場合もあります。これに対し、特定調停手続は、株式会社以外の法人でも利用することができ、会社を解散させる前に手続に入ることができるため、迅速かつ、事業活動を完全に停止しないままでも対応が可能です。また、事前の協議は求めますが、同意書の提出までは求められておりませんので、債務者にとって間口が広く、使いやすい手続といえます。

## 2 金融機関のメリット

特定調停手続を申し立てることは、金融機関にとって以下の点でメリットがあるといえます。

① 経済的合理性

早期に廃業し、事業者の主たる債務と保証人の保証債務を一体で整理することで、破産手続の申立てが遅延する場合よりも高額な債権回収が見込めます。調停条項は、「公正かつ妥当で経済的合理性を有する内容のものでなければならない」（特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律15条、17条2項）とされていますので、経済的合理性のある計画であることが担保されています。

② 裁判所が関与すること

特定調停手続には、裁判官のほか、調停委員が選任されますので、手続が公正であることが担保されています。

③ 資産調査や事前協議が実施されること

破産手続の場合には、破産手続前に事前調整することは予定されていません。これに対し、特定調停手続の場合には、事前に事業者（主たる

債務者)の資産調査,保証人の資産調査,金融機関との事前協議を行うことが予定されております。資産調査等の管理コストが低減されること,ソフトランディング型の清算が可能であることもメリットといえるでしょう。

- ④ 債権放棄額を貸倒損失として損金算入が可能です。

## 各手引きの適用場面

	金融円滑化法終了への対応策としての特定調停スキーム利用の手引き	経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の手法としての特定調停スキーム利用の手引き	事業者の廃業・清算を支援する手法としての特定調停スキーム利用の手引き（本手引き）
事業再生（事業継続）する場合で、一体型（主たる債務者も保証人も特定調停を利用）	○	×	×
事業再生（事業継続）する場合で、事業者単独型（主たる債務者は特定調停を利用し、保証人は特定調停を利用しない（破産等））	○	×	×
事業再生（事業継続）する場合で、保証人単独型（主たる債務者は特定調停を利用せず（再生支援協議会等）、保証人は特定調停を利用）	×	○	×
事業清算・廃業する場合で、一体型（主たる債務者も保証人も特定調停を利用）	×	×	○
事業清算・廃業する場合で、事業者単独型（主たる債務者は特定調停を利用し、保証人は特定調停を利用しない（破産等））	×	×	○
事業清算・廃業する場合で、保証人単独型（主たる債務者は特定調停を利用せず（破産や特別清算等）、保証人は特定調停を利用）	×	○	×

※一体型や保証人単独型は、経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理を行うことを前提としています。

※「保証人が特定調停を利用しない」ケースは、保証人が存在していない場合も含まれます。